

雇用保険法施行規則の一部を改正 する省令案要綱

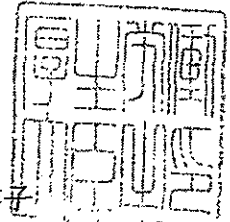
厚生労働省発職0704第2号

平成24年7月4日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 小宮山洋子



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱（案）

第一 被災者雇用開発助成金制度の改正

東日本大震災の発生時に特定被災区域に居住していた六十五歳未満の求職者に係る被災者雇用開発助成金の支給については、東日本大震災の発生時に平成二十三年三月十一日の東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関する避難指示の対象となった区域に居住していた者等を除き、公共職業安定所、地方運輸局若しくは職業紹介事業者から平成二十三年三月十一日から平成二十四年九月三十日まで間に職業を紹介された又は職業指導を受けた求職者でない者を雇い入れる事業主に対しては、当該助成金を支給しないものとする。

第二 その他

- 一 この省令は、平成二十四年十月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定め、所要の規定の整備を行うこと。